

一般社団法人フェムメンズクラブ一般会員・賛助会員規約

1 フェムメンズクラブの目的

フェムメンズクラブ（以下、「本クラブ」といいます。）とは、女性特有の健康課題を良く理解し、女性を支援する団体です。

フェムテックを理解する事で、より深い女性の健康課題を支援する事ができません。

フェムテック普及は男女の理解なくして日本の文化になりえません。本クラブが普及する事で、今よりもっと女性が働きやすい環境を作る事が可能になり、本クラブが『真の男女平等』を創って行けるよう活動して行く団体です。

2 一般会員・賛助会員

2.1 一般会員とは、本クラブの目的に賛同し、本クラブの活動に対して積極的な支援を行う個人会員とします。

2.2 賛助会員とは、本クラブのプロジェクトへ賛同の意を表する意味で入会、登録する法人会員とします。

2.3 一般会員・賛助会員とも、本クラブの目的に賛同する個人及び事業者であって、一般社団法人としての本クラブの運営に関わる「会員」とは異なるものとします。

3 適用範囲

本規約は、一般会員・賛助会員全てに適用されます。

4 入会資格

一般会員・賛助会員として入会するためには、以下の条件を満たす必要があります。

- (1) 本規約2の要件を満たす事業者であること
- (2) 本クラブに所属する調査委員の推薦状を有すること
- (3) 入会申込の日から5年以内に関係法令に違反し、処罰を受けていないこと
- (4) 暴力団等の反社会的組織に属し、またはその関係者でないこと

5 入会方法

本プライバシーポリシーは、本クラブの提供するサービスに関し、提供会員に共通して適用されます。

5.1 入会を希望する事業者（以下、「申込事業者」といいます。）は、本クラブの指定する方法で入会申し込みを行います。

5.2 入会申し込みを受けた本クラブは、本クラブの理事等で構成する入会審査委員会の議決に基づき、申込事業者について入会の可否を決定し通知しま

す。

5.3 入会を許可された申込事業者は、本クラブ指定の入会金及び月額費をクレジットカード・口座振替により支払う事で会員として正式に登録される。

6 会員資格の有効期間

会員資格の有効期間は、入会初年度から2年間、その後は1年毎の更新となります。更新の回数に制限はありません。

7 会員資格の更新

会員資格の更新は、本規約6の会員資格の有効期間満了の3か月前までに書面（電磁的方法を含む）による解約の意思表示がないときは、本契約は従前と同一の条件で自動的に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

8 中途解約

一般会員・賛助会員で、解約を希望する場合は解約を希望する月の前月10日までにお申し出ください。

（例）5月分から解約を行いたい場合、4月10日までにお申し出下さい。4月10日を過ぎてしまった場合、5月分の月額費は頂戴し6月分より解約となります。日割り計算等による返金を含めた一切の返金は行われません。ただし、当クラブ都合の解約の場合はこの限りではありません。

9 情報等の提供

本クラブは、一般会員に対し、以下の情報等を提供するものとします。

(1) 行政・クラブ等による講習会・説明会・オリエンテーション等への参加

(2) 行政の通知及び最新情報の入手

(3) 総会議事録及び本クラブ会員専用サイトの閲覧（各種マーケティングデータ・就職支援マッチングサイト・新商品企画案・スポットコンサル派遣等）

(4) 各種安全啓発資料等の優先配布 本クラブは、賛助会員に対し、以下の情報等を提供するものとします。

(1) 行政（厚労省、消費者庁、公正取引委員会等）の通知及び最新情報の入手

(2) 行政・クラブ等による講習会・説明会・オリエンテーション等への参加

(3) 本クラブ会員専用サイトの閲覧（各種マーケティングデータ、就職支援マッチングサイト等）

10 禁止行為

10.1 一般会員・賛助会員は、以下の行為を行ってはなりません。

(1) 本クラブ、他の会員若しくは第三者の特許権、著作権、商標権等の

知的財産権を侵害する行為、または、侵害するおそれがあると本クラブが判断する行為

(2) 本クラブ、本クラブ関係者、他の会員もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又は第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為、並びにそのおそれがあると本クラブが判断する行為

(3) 犯罪行為に荷担し、又はこれを促進する行為

(4) 公序良俗に反する行為

(5) 本クラブの信用を損なうような行為

(6) 本クラブから提供された情報を改ざんし、本クラブが第三者提供を禁止している情報を第三者に提供し、または本クラブから提供された情報をクラブの指定する方法以外の方法で使用する行為

(7) 本クラブが運営するインターネットサイトに有害なコンピュータプログラム等を送信又は書き込む行為

(8) その他、法令に違反する行為

(9) その他、本クラブが本クラブの一般会員・賛助会員にふさわしくない者と判断するに足る行為

(10) 上記(1)乃至(9)に該当するおそれがあると本クラブが判断する行為

10.2 一般会員・賛助会員の行為が、前10.1の(1)乃至(10)に該当する場合、一般会員・賛助会員は、自らの責任及び費用で侵害物を抹消・除却し、当該記載を抹消し、当該行為を中止し、及び本クラブが提供した情報（本クラブが提供した情報であって、一般会員・賛助会員が第三者に提供した当該第三者の所持する情報を含む）を抹消したうえその抹消を証明する文書を本クラブに交付するなど規定に違反する前の状態に戻すために必要な行為をする他、本クラブが被った損害を賠償しなければなりません。なお、本規定は一般会員・賛助会員が本クラブから退会（通常退会のほか、会員資格喪失、除名を含む）したあとも有効に存続するものとします。

11 会員資格の喪失

正会員・賛助会員は、以下の場合、会員資格を喪失します。なお、いかなる理由により会員資格を喪失した場合であっても、一般会員・賛助会員が本クラブに納めた入会金及び月額費については返還されないものとします。

(1) 本規約

12に基づき、除名された場合

(2) 本規約6の期間が経過し、更新の手続きがなされなかった場合

(3) 会員から退会の申出があった場合

(4) 本クラブが定めた期間内に所定の月額費を入金しなかった場合

12 除名

本クラブは、一般会員・賛助会員が本規約10に違反したことが判明した会員について、本クラブの理事等で構成する資格審査会の議決を経た上で、当該会員を本クラブから除名することができます。

13 資格の譲渡制限

一般会員・賛助会員は、会員資格を第三者に譲渡、名義変更及び質権の設定その他担保に供する等の行為はできないものとします。

14 会員情報変更の届出

14.1 一般会員・賛助会員は、本規約5.1に基づき本クラブに申告した会員情報に変更があった場合、速やかにその変更を届け出るものとします。

14.2 一般会員・賛助会員は、会員情報の変更の届出がなされなかったことで何らかの不利益を被ったとしても、本クラブに責任追及をすることはできないものとします。

15 規約の変更

15.1 本クラブは、一般会員・賛助会員の事前の了承を得ることなく、本規約を適宜変更することができ、一般会員・賛助会員がこれを無条件に承諾するものとします。

15.2 変更後の規約は、本クラブのインターネットサイトへの掲載、電子メールによる送信、本クラブの判断に基づき通知し、通知がされた時点からその効力が生じるものとします。

16 個人情報の保護

本クラブは、一般会員・賛助会員等から提供を受けた個人情報に関し、本クラブが別途定めるプライバシーポリシーに基づき、適切に取り扱うものとします。

17 準拠法

本規約の成立、効力及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

18 専属的合意管轄裁判所等

18.1 本規約について、本クラブと一般会員・賛助会員との間で紛争等が生じた場合には、信義誠実の原則に基づき、お互いに協議するものとします。

18.2 本規約18.1による協議が整わず、訴訟手続に移行する場合には、その訴額に応じ、東京地方裁判所若しくは東京簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所

とします。

(2024.4.18制定)